

はならぬ。

Ⅲ しかし実地にこの測定方法を採用する場合には次の使去に依拠した方がよい。即ち、(1)顕著な影響のみを考慮する (2)効果率の測定には今の市町村価格体系を用いるのが最も妥当とされている。炭形効果率はそれ故道以の有形市町村価格によつて更積すべきである。又発生期間を異にするものは物価水準、利子率で調整する必要がある。従つてこの場合には仮定する経済水準に就て予めその妥当性を求めておく必要があるであらう。

Ⅳ 計画の実施規模は効果測定に直響な を持つ。即ち國家が直接に相当する場合には通常費用を超過する便益の最大額を獲得しうる計画を吟味すればよいが、個人又はその集團の場合には資金に一定の限度があるために超過便益の率が問題となる。従つて未墾地の肉型では個人又はその集團の獲得しうる純便益をその費用に対する効果率として示したものが市町村利子率より高いか、或は最も低い場合にも同等の有する可能な模範的用途に同等の努力、資材を投入して得られる効果率よりも有利でなければならぬ。又計画が政策として行われる限り、それが國民經濟或は地方經濟の利益増進に寄与すべきは当然であらう。若しこの場合兩者の利害が対立するならば最初の計画は部分的に変更するか、なおそれでも満足を得られない時は後者の立脚を優先すべきであらう。

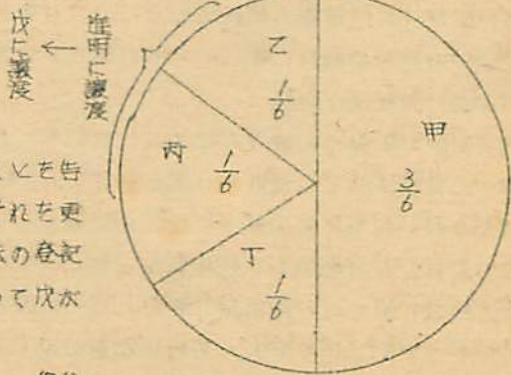
共有山林に関する一判例

九州大学農学部 益田 毅 考

事件名 共有権範圍確定請求事件 昭和19年9月28日大森院第3民事部判決

判決要旨 不動産の共有者の持分不均等なるも其旨の登記を爲さずして僅に共有権の登記をなしたるに越ぎざる場合に於ては共有者は其一人より持分を均等なるものとして善意に譲受けたる第三者に対し其持分の不均等なることを以て対抗することを許す

事 実 甲の先代は訴外乙、丙、丁と共に山林3.7町を買受け、代金負担の割合に応じて共々 $\frac{3}{6}$ 、 $\frac{1}{6}$ 、 $\frac{1}{6}$ 、 $\frac{1}{6}$ の持分の共有山林とし、登記簿には共有権のみ登記をした。甲はその後先代の持分を相続した。乙、丙は訴外進明にその持分の割合の異なることを告げずにその持分を譲渡した。進明はそれを更に戊に譲渡し、進明は未だ共有権移転の登記をしていなかったので中間着略によつて戊が共有権の登記をした。



請求の趣旨 甲、 被告と他人（原告）

戊の持分は $\frac{1}{4} + \frac{1}{4} = \frac{1}{2}$

戊、 原告（被告）の持分

戊の持分は $\frac{1}{4} + \frac{1}{4} = \frac{1}{2}$ （民法250條により）

原判決 甲の請求の趣旨を否認

1. 戊の無過失の要件は不動産物件の解表には適用なし。
2. 戊は未だ登記の欠缺を主張するにつき正当なる第三者（民法177條とは認めがたい）。

上告判決 敗 棄 原審是矣

1. 未登記持分の譲渡には民法250條の推定あり
2. みよくに信じた戊は民法177條にいう正当なる第三者なり。

批評

原判決は明らかに誤判である。甲、乙、丙、丁間の持分相異なる登記の有無を確認せず、直ちに甲の請求の全趣旨を認めたることは審理不盡である。又判旨第二突は明らかに民法177條の誤解である。上告判決は正当である。相異なる持分関係を有する本件山林がその持分の登記をしない以上は、民法250條によつて持分相均しきことの積極的効果を受ける。よつて甲の請求の趣旨は失当である。然し判旨第二突において戊が民法177條の保護を受ける際には善意にその持分の譲渡を受けたことを要するとするのは当を得ない。民法177條にいう第三者について善意悪意を区別しない学說判例と相反する判旨である。

林業地帯地域区分と

林業投資に関する調査（予報）

— 北九州三縣を対象として —

九大 堀谷 勉、 倉天 博、 黒田 油 夫

林野庁及び関係各課の御援助の下に、九大林政学教室に於て本年度研究課題として、以下計画中の長題の調査に就いて、その簡短の概要を報告し各位の御批判を蒙りたいと思う。

一 調査の意義及び課題

林業生産の態相を大観するとそれは地域的に着しい特徴を表現してゐるのを見出す。即ち或る地域に於ては天然林の採取を主とし、或る地域では資材の多くを失ひ乍らむ尚蓄積は余り行われず林業は縮小生産的段階過程をとつてゐる。又或る地域では人為的資材培養即ち林業投資が急進して森林資源は第二次的に蓄積されている。而もこの第二次的蓄積は或る地域に於ては一般用材生産を、或る地域では工業用材生産を、又或る地域では燃料生産を主目的とする等々幹材の投資の形を示している。みよる地域的特色ある林業の